

伊 監 第 193 号
令和 2 年 1 月 17 日
(2020 年)

様

伊丹市監査委員 寺田 茂晴

伊丹市監査委員 高塚 伴子

定期監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、平成31(2019)年度に実施した定期監査の結果は、次のとおりでした。

同条第9項の規定に基づき提出いたします。

<監査の対象>

都市活力部	産業振興室	文化振興課
	都市整備室	都市計画課、建築指導課
教育委員会事務局 生涯学習部		社会教育課（少年愛護センター含む）、 スポーツ振興課

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）

第2 監査の対象

本監査は、以下の部局について、平成31(2019)年度の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施しました。ただし、必要がある場合は、対象年度以外にも及ぶこととしました。

都市活力部	産業振興室	文化振興課
	都市整備室	都市計画課、建築指導課
教育委員会事務局 生涯学習部		社会教育課（少年愛護センター含む）、 スポーツ振興課

第3 監査の着眼点

所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、主に、以下の着眼点により監査を実施しました。

① 組織、人員配置、所掌事務について	<ul style="list-style-type: none">・事業運営上不合理な点はないか。・職務権限及び責任体制は明確になっているか。・職員の勤務状況は適正か。
② 予算の執行状況について	<ul style="list-style-type: none">・予算の執行は正当な権限者が行い、その手続は適正か。・会計区分、年度区分及び予算科目を誤って執行しているものはないか。
③ 収入事務について	<ul style="list-style-type: none">・調定の時期及び手続は適正か。・納入通知、収入消込等の事務は適正に行われているか。・徴収事務委託の手続は適正に行われているか。
④ 支出事務について	<ul style="list-style-type: none">・支出負担行為は法令等に違反しないか。・支出目的、履行を確認できる文書等が整備されているか。・旅費、超過勤務手当については支給額の算定根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。
⑤ 契約事務（委託、工事）について	<ul style="list-style-type: none">・適正な方法により契約を行っているか。・随意契約理由は適正か。・契約の履行確認は適正に行われているか。
⑥ 負担金・補助金の執行について	<ul style="list-style-type: none">・支出対象及び支出金額は適正か。・補助金については、実績報告に基づく成果の確認が行われているか。
⑦ 規則（要綱）の整備	<ul style="list-style-type: none">・財務事務を執行する根拠として適正か。

について	・法令及び条例に則しているか。
⑧ 公の施設の管理について	・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 ・協定書等に必要事項が適正に記載されているか。 ・管理に関する経費の算定、支出方法、手続等は適正か。
⑨ 文書取扱事務について	・文書の収発、整理及び保存は適切か。 ・文書事務は法令等に従って適正に行われているか。
⑩ 財産の管理状況について	・物品は正しく分類整理されているか。 ・現在高は帳簿残高と一致しているか。 ・帳簿外物品はないか。 ・公印は厳正に管理されているか。
⑪ 公金等の保管状況について	・収納金、つり銭資金等の現金の保管及び取扱いは適正か。 ・出納を遅滞なく正確に記録し、現在高は帳簿残高と一致しているか。 ・歳入歳出外現金の取扱いは適正か。

なお、監査対象所管ごとに、事務の執行体制、各事務にかかる業務量と頻度、事務処理の複雑性等から誤り等が発生するリスクを考慮し、監査を実施しました。

第4 監査の主な実施内容

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求めて確認、突合、閲覧を行い、必要に応じて関係職員より事情を聴取し、あるいは監査対象部局へ赴き実査する等、伊丹市監査基準に則り、公正妥当な方法により実施しました。

なお、以下の施設について監査委員による現場実査を行いました。

社会教育課	生涯学習センター（伊丹市南野2丁目3-25）
-------	------------------------

第5 監査の日程

令和元年(2019年)10月21日～令和元年(2019年)12月25日

第6 監査の結果

監査対象部局の事務の執行体制、意見及び改善を要する主な事項は、以下に示すとおりです。以下に示すもののほか、事務処理の一部において見受けられた軽微な誤り等については、口頭にて指導しました。

なお、指摘事項は監査時のものであり、現行と相違する場合がありますので、念のため申し添えます。

都市活力部 産業振興室 文化振興課

I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（令和元年(2019年)10月1日現在）

都市活力部 産業振興室（部長 1 参事 1 室長 1 副参事 1）

（文化振興課）

課長	1	グループ名	主査	事務職員	臨時職員
		文化振興グループ	2	3	0

2 事務分掌

（文化振興課）

- (1) 文化行政施策の総合企画および総合調整に関すること。
- (2) 芸術および文化の振興に関すること。
- (3) 文化施設（他の部局が所管するものを除く。）に係る計画の策定および調整に関すること。
- (4) 公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団との連絡調整に関すること。
- (5) 伊丹市立文化会館、伊丹市立演劇ホール、伊丹市立音楽ホール、伊丹市立美術館、伊丹市立伊丹郷町館および伊丹市立工芸センターに関すること。
- (6) 美術館運営協議会に関すること。
- (7) 公益財団法人柿衛文庫との連絡調整に関すること。

II 指摘事項

[文化振興課]

1 財産管理について

(1) 貸与物品の管理について

美術館、工芸センター、演劇ホールは指定管理者によって管理運営されており、文化振興課所管の備品が使用されています。この備品については、指定管理者との基本協定書に「物品等を、無償で乙に貸与する」と規定されていることから、伊丹市、指定管理者の両方で貸与物品一覧表を保有し管理しています。

しかし、上記の施設において備品台帳と貸与物品一覧表に登録された重要物品で現物がないものが4件、公印で現物がないものが5件ありました。これは既に廃棄した備品について、備品台帳上の廃棄手続が行われていなかったことによるものです。

伊丹市会計規則第106条には「物品管理者及び物品担当者は、物品の保管について、善良な管理者の注意を怠ってはならない」と規定されており、備品台帳や貸与物品一覧表を適切に管理する必要があります。特に重要物品については、地

方自治法第 233 条第 1 項及び地方自治法施行令第 166 条第 2 項により決算の添付書類である財産に関する調書に記載されるものです。

上記の施設に貸与している物品で、既に廃棄しているものについて廃棄手続きを行い、備品台帳や貸与物品一覧表を正しいものに改めるとともに、今後は適切な管理を行ってください。

(2) 伊丹市芸術家協会の会計について

伊丹市芸術家協会の事務局を文化振興課が担い、同課職員により会計事務を行っています。

平成 31 年 4 月から令和元年 9 月までの出納状況を確認したところ、調査日において、現在高と帳簿残高は一致していましたが、20 件の支出のうち、職員の私費による立替払が 5 件ありました。立替払による支出は、事故やミスが生じるリスクが高く、公金については行うことができないものです。

今後は、職員による立替払を行わなくて済むように支出手続を見直し、事務を改善してください。

2 公の施設の指定管理について

(1) 指定管理者からの年間事業報告について

伊丹市立文化会館等の指定管理に関する基本協定書第 29 条によると、指定管理者は、5 月 31 日までに年間事業報告書を提出し、市の確認を得なければならないと規定されています。

しかし、平成 30 年度について確認したところ、年間事業報告書は提出されていませんでした。

市は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、必要に応じ実地にて調査し、又は指示をすることが必要です。今後は期日内に年間事業報告書の提出を求め、適正に事務を行ってください。

都市活力部 都市整備室 都市計画課、建築指導課

I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（令和元年(2019年)10月1日現在）

都市活力部 都市整備室（部長 1 室長 1）

（都市計画課）

課 長	1	グループ名	副主幹	主査	技術職員	嘱託職員	臨時職員
		都市計画グループ	0	2	0	1	0
		都市景観グループ	0	1	1	0	0
		開発指導グループ	1	0	2	1	0

（建築指導課）

課 長	1	グループ名	副主幹	主査	技術職員	嘱託職員	臨時職員
		審査・耐震グループ	0	3	3	0	0
		指導・設備グループ	0	2	4	0	2

2 事務分掌

（都市計画課）

- (1) 部の企画および調整に関すること。
- (2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく基礎調査の総括に関すること。
- (3) 都市計画法に基づく地域地区等の調査、計画および決定に関すること。
- (4) 都市計画法に規定する地域地区等の証明に関すること。
- (5) 都市計画法に基づく都市計画に関する基本的な方針に関すること。
- (6) 都市計画法に基づく地区計画等に関すること。
- (7) 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）に関すること（部内の他の課が所管する事項を除く。）。
- (8) 風致地区内における建築等の規制に関すること。
- (9) 都市景観の形成に関すること。
- (10) 都市景観形成に係る公共施設の整備に関すること。
- (11) 伊丹市都市景観審議会に関すること。
- (12) 屋外広告物の許可および届出に関すること。
- (13) 屋外広告物の違反対策（他の部局が所管する事項を除く。）に関すること。
- (14) 伊丹市路上違反広告物追放推進員制度に関すること。
- (15) 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）に関すること。
- (16) 伊丹市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和 49 年伊丹市条例第 40 号）に関すること。
- (17) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）に関すること（他の部局が所管する事項を除く。）。
- (18) 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に関すること。
- (19) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に関すること。
- (20) 地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）に関すること。
- (21) 優良建築物等整備事業に関すること（他の部局が所管するものを除く。）。
- (22) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に係る特定の民間再開発事業等に関すること。
- (23) 伊丹市都市計画審議会に関すること。

- (24) 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）に基づく市街地再開発事業に関すること。
- (25) 白図等に関すること。
- (26) 都市計画法に基づく開発行為（以下「開発行為」という。）に関すること。
- (27) 伊丹市宅地開発等指導要綱に基づく開発行為に係る相談、指導、調整、審査および検査に関すること。
- (28) 伊丹市中高層建築物の建築に関する指導要綱に基づく建築に係る相談、指導および調整に関すること。
- (29) 租税特別措置法に基づく優良宅地および優良住宅の認定に関すること。
- (30) 計画的宅地造成および優良宅地の証明に関すること。
- (31) 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律 191 号）に関すること。
- (32) 位置指定道路の指定に関すること。
- (33) 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成 29 年兵庫県条例第 14 号）の届出に関すること。
- (34) 都市計画課に係る手数料等の徴収に関すること。
- (35) 部内の職員研修に関すること。
- (36) 部および室内の庶務に関すること

（建築指導課）

- (1) 建築物の指導および相談に関すること。
- (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築物等の確認および検査に関すること。
- (3) 建築行為の違反監視および違反建築物の是正措置に関すること。
- (4) 建築基準法に基づく建築物等の許可および認定に関すること。
- (5) 建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関すること。
- (6) 建築基準法に基づく建築協定に関すること。
- (7) 建築基準法に基づく壁面線の指定に関すること。
- (8) 建築基準法に基づく道路（位置指定道路を除く。）の指定に関すること。
- (9) 特殊建築物等の定期報告および防災指導に関すること。
- (10) 伊丹市建築審査会に関すること。
- (11) 地区計画等の区域内における建築物の制限に関すること。
- (12) 特別用途地区内における建築物の制限に関すること。
- (13) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づく指導および助言ならびに指示に関すること。
- (14) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく建築物の耐震改修の計画等の認定に関すること。
- (15) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震化促進のための事業および促進計画に関すること。
- (16) 独立行政法人住宅金融支援機構の受託業務に関すること。
- (17) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に基づく特定建築物の建築等および維持保全の計画の認定等に関すること。
- (18) 福祉のまちづくり条例（平成 4 年兵庫県条例第 37 号）に基づく建築物の届出等に関すること。
- (19) 環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）に基づく建築物およびその敷地の緑化の届出に関すること。
- (20) 環境の保全と創造に関する条例に基づく建築物環境性能評価書の届出に関すること。
- (21) 建築物等の統計、調査および報告に関すること。

- (22) 建築基準法に係る道路判定等に関する事。
- (23) 建築基準法に係る空地の協定に関する事。
- (24) 建築物等実態調査に関する事。
- (25) 建築許可申請手数料等の収納に関する事。
- (26) 建築物等の分別解体等に関する事。
- (27) 建築確認等に係る証明に関する事。
- (28) 指定確認検査機関との連絡調整に関する事。
- (29) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）に関する事。
- (30) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）に基づく低炭素建築物の認定に関する事。
- (31) 被災建物の応急危険度判定に関する事。
- (32) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）に基づく除却の必要性に係る認定に関する事。
- (33) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく容積率の特例に関する事。
- (34) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に基づく認定等に関する事。
- (35) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に関する事（他の部局が所管する事項を除く。）。

II 指摘事項

〔都市計画課〕

該当なし

〔建築指導課〕

該当なし

教育委員会事務局 生涯学習部 社会教育課、スポーツ振興課

I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（令和元年(2019年)10月1日現在）

教育委員会事務局 生涯学習部（部長 1）

（社会教育課）

課長 1	グループ名	副主幹	主査	事務職員	嘱託職員	臨時職員
	社会教育グループ	0	2	2	3	0
	少年愛護センターグループ	1	0	1	3	0

（スポーツ振興課）

課長 1	グループ名	副主幹	主査	事務職員	嘱託職員	臨時職員
	スポーツ振興グループ	0	2	3	0	3

2 事務分掌

（社会教育課）

- (1) 生涯学習施策の企画および総合調整に関する事。
- (2) 生涯学習計画の策定および生涯学習の啓発・推進に関する事。
- (3) 生涯学習施設の建設計画および運営計画の策定ならびに調整に関する事。
- (4) 生涯学習ボランティアに関する事。
- (5) 地域における教育の推進に関する事。
- (6) 社会教育委員に関する事。
- (7) 社会教育指導員に関する事。
- (8) 社会教育団体に関する事。
- (9) 社会教育・生涯学習施設との連絡調整に関する事。
- (10) 生涯学習センターに関する事。
- (11) 北部学習センターに関する事。
- (12) 少年愛護センターの管理運営に関する事。
- (13) 家庭教育の推進および啓発ならびに支援に関する事。
- (14) 家庭教育学級の開催および家庭教育の講座・講演に関する事。
- (15) 家庭教育に係る調査・研究に関する事。
- (16) その他家庭教育に係る企画相談等に関する事

（スポーツ振興課）

- (1) 生涯スポーツ推進の総合計画の策定に関する事。
- (2) スポーツ施設に関する事。
- (3) 市民スポーツの指導および振興に関する事。
- (4) 伊丹市スポーツ推進審議会に関する事。
- (5) スポーツ・レクリエーションの普及および振興に関する事。
- (6) 地域スポーツ活動支援事業に関する事。
- (7) 各種スポーツ大会の企画および実施に関する事。
- (8) スポーツに関する団体、伊丹市スポーツ推進委員およびスポーツ指導者に関する事。
- (9) 瑞ヶ丘公園、古池公園、稲野公園、北伊丹第3公園、伊丹スポーツセンター、猪名川河川敷緑地（伊丹市東桑津字池田川筋地先、北伊丹5丁目地先、北伊

- 丹 9 丁目地先，桑津 1 丁目地内および森本 1 丁目地先の部分に限る。) の管理
に關すること。
- (10) 学校施設の目的外使用（文化，スポーツ等のため市民が使用する場合に限
る。) に關すること。

II 指摘事項

[社会教育課]

1 収入事務について

(1) 収入事務受託者の駐車場使用料の金融機関への払込みについて

指定管理者に委託している北部学習センター使用料の徴収事務については、徴収事務委託仕様書によると、徴収した使用料を 10 日ごとに集計し、その翌日（その日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日）に納付書により指定金融機関等に払い込む旨が定められています。また、伊丹市会計規則第 24 条第 3 項には「収入事務受託者は、契約の定めるところにより歳入を徴収し、又は収納し、これを委託収納金払込書により指定金融機関等に払い込まなければならない」と規定されています。

平成 31 年 4 月から令和元年 9 月までの収納状況を確認したところ、徴収した施設使用料については 10 日ごとに集計し、金融機関に払込みがなされていましたが、駐車場使用料については 1 カ月ごとに集計し、払込みがなされていません。

徴収事務委託仕様書と実務のかい離を改め、適切に事務を行ってください。その際には、払込みにかかる手間やコストと徴収金保管のリスク等の観点から、現状の収納期間が適切であるかについても再検討してください。

2 財産管理について

(1) 貸与物品の管理について

生涯学習センターは指定管理者によって管理運営されており、社会教育課所管の備品が使用されています。この備品については、指定管理者との基本協定書に「物品等を、無償で乙に貸与する」と規定されていることから、伊丹市、指定管理者の両方で貸与物品一覧表を保有し管理しています。

しかし、生涯学習センターでは、備品台帳上社会教育課所在となっている備品 10 件が使用されており、これらは貸与物品一覧表に記載がありませんでした。また、貸与物品であるにもかかわらず、備品シールが貼付されていない備品が 27 件ありました。

伊丹市会計規則第 106 条には「物品管理者及び物品担当者は、物品の保管について、善良な管理者の注意を怠ってはならない」と規定されており、備品台帳や貸与物品一覧表を適切に管理する必要があります。

生涯学習センターに貸与している備品の所在確認を行い、備品台帳と貸与物品一覧表を正しいものに改めるとともに、今後は適切な管理を行ってください。

(2) 準公金の支出について

少年愛護センターの予算で執行した執務室のブラインドカーテン代について、後日寸法違いにより、代金の不足(5,054 円)が生じ、この不足分を任意団体の準公金から支出していました。

本来、公費で支出を行うべきところ、予算不足等の理由により準公金から支出を行うことは適切とは言えません。

当該支出については、任意団体に承認を得た上で事務局として執行したとのことですが、適正な支出事務に改めてください。

[スポーツ振興課]

1 収入事務について

(1) 収入事務受託者の使用料の金融機関への払込みについて

指定管理者に委託している稲野公園運動施設使用料の徴収事務については、徴収事務委託仕様書によると、徴収した使用料を 1 週間以内（その日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日）に納付書により指定金融機関等に払い込む旨が定められています。また、伊丹市会計規則第 24 条第 3 項には「収入事務受託者は、契約の定めるところにより歳入を徴収し、又は収納し、これを委託収納金払込書により指定金融機関等に払い込まなければならない」と規定されています。

平成 31 年 4 月から令和元年 9 月までの収納状況を確認したところ、徴収した使用料のうち変形自転車使用料及び卓球使用料については、概ね 10 日分の収入をまとめて金融機関へ払い込む処理が常態化していました。また、運動広場の専用使用料については、あらかじめ予約日に徴収した使用料を使用月の初めに払い込む処理となっており、徴収後、指定管理者が 1 カ月以上保管しているものもありました。

徴収事務委託仕様書と実務のかい離を改め、適切に事務を行ってください。

(2) スポーツ教室における講座等参加料収入について

スポーツ振興課が実施するスポーツ教室は、スポーツ教室の事前説明会を開催

後、申込みを受け付けて受講料を現金で徴収しています。

当該講座等参加料収入の処理を確認したところ、受講料にはスポーツ安全保険料（以下「保険料」という。）が含まれていますが、保険料を除いた部分のみを収入として納入し、保険料は同課職員が現金のまま保管し、市の会計を通さずに公益財団法人スポーツ安全協会に支払を行っていました。

地方自治法第 210 条には「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」と規定されています。

スポーツ教室の実施にかかる全ての収入と支出を明確にするため、保険料を含めた受講料を収入とし、当該協会に支払う保険料を支出として、法にのっとった予算執行をするように会計事務を改めてください。

2 支出事務について

(1) スポーツ教室における任意団体の支出について

スポーツ教室の受講者に係るスポーツ安全保険料については、スポーツ振興課が受講者から受講料と合わせて徴収し、一括して公益財団法人スポーツ安全協会に支払を行っています。当該協会の保険加入サイトで申込み等の手続を行い、保険料と当サイトのシステム利用料を支払っていますが、このシステム利用料については、スポーツ教室の委託先である任意団体が支出をしていました。

スポーツ教室は、市の主催事業であるため、このシステム利用の費用については任意団体が支払う必要がありません。

今後は、公費で支払を行うように会計事務を改めてください。

(2) 週休日等の振替について

スポーツ振興課の平成 31 年 4 月から令和元年 9 月までの超過勤務命令伺書 26 件を確認したところ、週休日等に命ぜられた勤務時間を複数の勤務日の時間に振り替えているものが 2 件あり、いずれも精算が必要でした。

再度確認の上、精算処理を行ってください。

(3) 小学校プール開放事業の委託契約について

小学校プール開放事業の運営については、小学校ごとに設置の小学校自由プール運営委員会と単独随意契約によって委託契約を締結しています。

伊丹市立小学校自由プール事業実施要領及び契約書に基づくと、委託料の限度額は 1 校当たり 179,000 円で、監視等業務従事者の日当については、1 回当たり

3,000 円を限度としています。しかし、委託料の支払内容を確認したところ、これらの限度額を超えた支出が見受けられました。この委託料の限度額を超えた支出の要因は、委託とは別にスポーツ振興課で募って派遣したボランティアへの謝礼金を委託料に上乗せして支払をしていたことによるものでした。また、監視等業務従事者のリーダーには 1 回当たり 4,000 円を支払っていました。委託料は委託契約書に基づき、委託業務の対価として支出するものであり、委託料と謝礼金は別で管理すべきです。

今後は、委託料の支出にあたっては、実施要領や契約書に基づき適切な事務を行ってください。

(4) 伊丹市民スポーツ祭種目別大会委託料の精算処理について

伊丹市民スポーツ祭種目別大会については、伊丹市体育協会と単独随意契約により委託契約を締結しています。契約書において、委託内容は市民の誰もが参加できる別添種目の市民スポーツ祭開催を支援することとし、別添で対象の種目別大会を示しています。委託料の使途としては、各種目の 31 協会に対して 14,000 円～25,000 円を渡している状況です。

当該委託料は、大会が未実施の場合は、返還を求めています。平成 30 年度の委託料において、返還されていないものが 1 件見受けられました。

再度確認の上、精算処理を行うとともに、今後は適切な事務処理を行ってください。

3 財産管理について

(1) 貸与物品の管理について

緑ヶ丘体育館・プールは指定管理者によって管理運営されており、スポーツ振興課所管の備品が使用されています。この備品については、指定管理者との基本協定書に「物品等を、無償で乙に貸与する」と規定されていることから、伊丹市、指定管理者の両方で貸与物品一覧表を保有し管理しています。

しかし、緑ヶ丘体育館・プールでは、備品台帳上スポーツ振興課所在となっている備品 22 件が使用されており、これらは貸与物品一覧表に記載がありませんでした。また、これらの備品は貸与物品であるにもかかわらず、備品シールが貼付されていませんでした。

伊丹市会計規則第 106 条には「物品管理者及び物品担当者は、物品の保管につ

いて、善良な管理者の注意を怠ってはならない」と規定されており、備品台帳や貸与物品一覧表を適切に管理する必要があります。

緑ヶ丘体育館に貸与している備品の所在確認を行い、備品台帳と貸与物品一覧表を正しいものに改めるとともに、今後は適切な管理を行ってください。

(2) 任意団体間での準公金の流用について

伊丹市スポーツ振興協議会の事務局をスポーツ振興課が担い、同課職員により会計事務を行っています。本協議会は、体育の日のつどいに関する事業を市から委託を受けて実施しています。

平成 30 年度の会計事務を確認したところ、支出について、同課が別に事務局を担う伊丹市スポーツ推進委員会の資金で支払を行い、後日に返金を行っているものがありました。決算報告では、現在高と帳簿等残高は一致していましたが、異なる団体間の準公金の流用は、一時的な処理であってもミスや不正につながるリスクが高く、不適切な処理と言わざるを得ません。

スポーツ振興課は、複数の団体の事務局を担い、準公金を管理していますが、担当者 1 人に事務処理を任せるのではなく、複数職員による事務分担や定期的に複数人による現在高の確認を行う体制を構築し、団体間での準公金の流用を行わないように適正な会計事務を行ってください。

4 公の施設の指定管理について

(1) 行政財産の目的外使用許可等について

市は、緑ヶ丘プールの夏期屋外売店及び食堂事業を、令和元年度から指定管理者の自主事業として承認しています。伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する事務処理要領によると、自主事業を実施する場合、原則として当該事業に伴う施設使用料等を市へ収めなければならないとされています。

当該売店及び食堂は、使用料が設定された場所ではないため、行政財産目的外使用許可の手続を行う必要がありますが、この使用許可を行っていませんでした。行政財産目的外使用許可の申請書の提出を求め、行政財産の目的外使用許可を行い、目的外使用料の納入について適切な事務を行ってください。